

社会的存在としての「会社」

—Searleの地位機能宣言の検討をとおして—

後 藤 伸

アブストラクト：

アメリカの哲学者John Searleは、地位機能宣言（あるいは構成的規則）というキー・コンセプトを提唱することによって、幅広い社会的現象を統一的に理解する途を切り拓いた。かれによれば、存在論的に主観的な事実は、人びとの集合的な受容や承認をもとに独自の地位機能が割り当てられることによって、認識論的に客観的な記述が可能な制度的事実となる。このような制度的事実としてSearleが挙げる例示のなかには、貨幣、大学、大統領、カクテルパーティ、結婚などとならんで、会社（corporation）が含まれている。本稿では、会社という社会制度が地位機能宣言のなかでどのように位置づけられて説明されているかを紹介するとともに、会社存在をめぐるSearleの捉え方の問題点を指摘する。その第一の問題点は、会社を別個の法的存在として捉えるのではなく、法人擬制説ないし法人否認説にきわめて近い考え方をしていることである。第二の問題点は、会社権力の実在的根拠を奈辺に求めているのかがあいまいなことである。

キーワード：地位機能宣言 構成的規則 別個の法的存在（SLE） deontic power 協働体系

はじめに

かつてピーター・ドラッカーは、社会とはなにかを定義することは生命とはなにかを定義することと同じく不可能なことだと述べた。「生命なきものに生命が宿る瞬間を特定できないように、社会ならざるものが社会となる瞬間を特定することはできない」(ドラッカー [1942=1998]:22ページ)¹今日の生物学で、生命なきものが生命へと変わる瞬間、その点と線が明確にされているかどうかは寡聞

にして知らない。しかし、社会ならざるものが社会へと変わる瞬間については、近年、注目すべき一つの見解が提示されている。アメリカの哲学者John R. Searleが展開する社会的存在論である。

Searleの基本的な問題関心は、物理学、化学、進化生物学などの自然科学が提供する基本的事実に依拠しながら、基本的事実にあらざる事実をいかに導出するかということである (Searle [2007]: 11-12)。後に紹介するように、この非基本的事実のなかには、Searleの

¹ 文献の引用にあたって、断りのないかぎり、著者の姓、公表年、該当ページの順で記載している。この公表年が二つあって等号で結ばれている場合、前は原文の、また後ろが邦訳の公表年である。また、引用ページで「ページ」と記載あるものは邦訳の該当ページを、それ以外は原文の該当ページを表している。

いう制度的事実が含まれている。教会、学校、大統領、結婚、貨幣など、社会生活の中で一定の機能を果たすものと人びとに承認され受容されているさまざまな社会制度は、基本的な事実の依拠しながら創出されるものである、というのがSearleの基本的な主張である。

本稿では、Searleのいう制度的事実のなかでも特異な地位を占める会社に考察の中心を当てる。² Searleによれば、「有限責任会社というアイデアの発明は、複式簿記、大学、ミュージアム、貨幣の発明と同じく、人間の文明の真に偉大な進歩のひとつであった」（Searle [2006]: 24）とされる。会社に関するSearleの分析は、会社の存在論的な把握について理解を深めるものと考えられる。³ 以下、かれの分析のキー概念となっている制度的事実とはいかなるものであるかを紹介する（第1節）。この制度的事実とそれを説明する構成的規則をめぐって研究者たちから出された疑問や問題の提起を受けて、Searleは地位機能宣言という概念を提示して自説をさらに展開している（第2節）。これらのSearle説の紹介を踏まえて、会社はSearleの社会的存在論のなかでどのように位置づけられているのか、またその問題点や残された課題はなにかについて検討する（第3節およびおわりに）。

1. Searle説の概要

1.1 制度的事実

Searleのいう制度的事実を理解するため

に、まずかれが「事実facts」をどのようにとらえ、そのなかで制度的事実はどのように位置づけられているかを見ておこう。

図1は、Searleが事実をどのように分類しているかを示したものである。この階層的な分類によると、Searleは事実をまず、生の物理的事実（brute physical facts）と、心的な事実（mental facts）とに分類する。前者はその存在について、人間のいかなる感情や態度も必要とすることなく存在する事実のことである（CSR: 2）。⁴ たとえば、「エベレストの山頂には氷雪がある」という言明は、人びとのいかなる心的状態からも独立した山のあり方（客観的存在）を表出している（CSR: 8-9, 122）。これに対して、後者の心的事実は行為者（agent）の心的状態がかかわってはじめて存在する事実である。たとえば、「私は痛みを感じている」とか「私は水を飲みたい」とかである（CSR: 122）。いずれも行為主体が痛みを感じ水を欲するのであり、行為者の心的状態に依存する事実（主観的存在）である。しかし、心的事実のうち、前者の痛みは行為者が意図するものではないのに対して、後者の水への欲求は行為者が意図するものである——すなわち、「水が飲みたい」。このように、心的事実は行為者の心的状態に依存するが、ある事実は非意図的（nonintentional）であり、ある事実は意図的（intentional）である。そしてSearleによれば、行為者が意図的であることは、行為者が世界の対象物や状況を表象できる心の能力——志向性

² ここでいう会社は英語のcorporationを指示するものとしたい。日本語の慣用として「会社」はfirm、company、corporationなどの訳語とされ、これらの区別はあいまいである。

³ 社会とはなにかという存在論的な定義をあきらめたドラッカーも、会社については共通目的のために人びとの活動を組織化する制度である、と存在論的な規定をおこなっている。ドラッカー [1946=2005]: 20-21 ページ。共通目的のために人びとの活動を組織化するとのは、本稿3.2で言及するバーナードの見解と類似点をもつものと考えられる。

⁴ 以下、Searleの1995年の著作*The Construction of Social Reality*からの引用は、（CSR: 該当ページ）という形で示す。

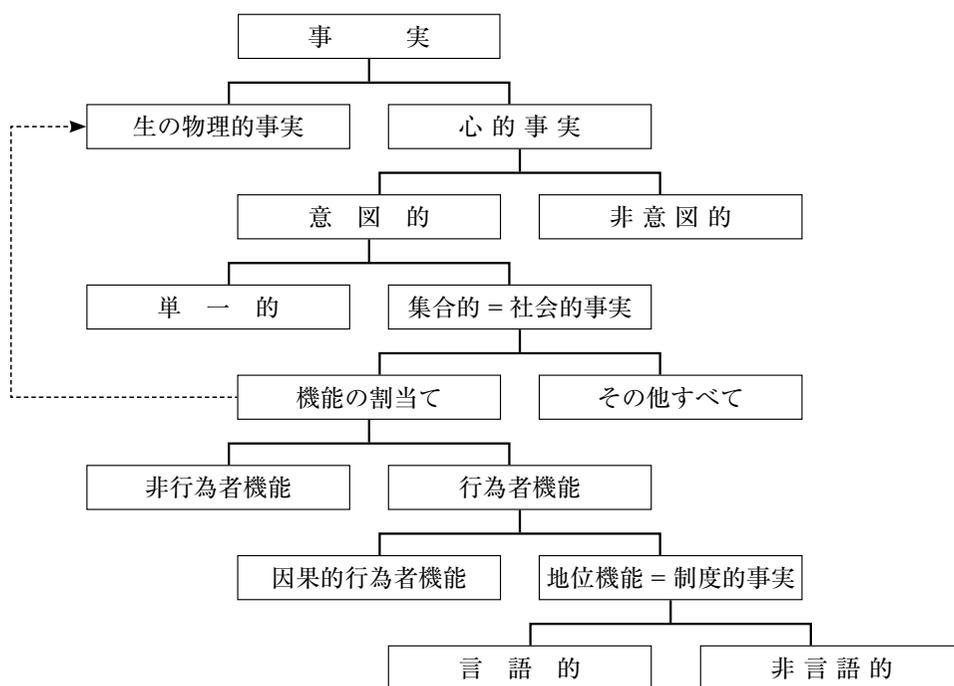


図1 事実の階層的分類
資料：Searle [1995]: 121より作成

(intentionality) をもつことを意味している (CSR:6)。⁵

ところで、意図的事実はさらに行為者が単独 (singular) であるのか、集合的 (collective) であるかで分類される。さきほどの「水を飲みたい」は行為者単独の意図的事実であるのに対して、〈私たち〉という集合レベルでの意図的行為が存在する。たとえば、オーケストラのヴァイオリニストは「私たちの交響楽の演奏会において私の担当を演奏する」(CSR: 23)。Searleは、このような**集合志向性 (collective intentionality) にかかわる事実を社会的事実 (social facts)**と呼ぶ。社会

的事実は、たんに複数の行為者の行為にもとづくものではなく、複数行為者の集合志向性にもとづくものであることに注意する必要がある。⁶

社会的事実の下位分類として制度的事実が、つまり人間の制度にかかわる事実が引きだされる。そこにいたるための重要なステップが、機能の割当て (assignment of function) である。これは対象 (ヒト、モノなど) の物理的構造 (「生の物理的事実」) には内在しない機能を対象に割当ててることを意味する (CSR: 14)。その場合、人間行為者が意図的に対象を活用するために割当てた機能は、行為者機

⁵ 志向性は何かの対象や事態に向けられている向性 (directedness) あるいはそれにかかわりある関与性 (aboutness) を生じさせる心的状態である。何かをしようとする意図は、信念や欲求や希望と同じく、志向性のなかに含まれる。サル (1983=1997): 1, 5ページ。

⁶ Searleは、集合志向性、つまりSearleの表現方法の一つを使えば、「私たち志向性 we intentionality」は「私志向性 I intentionality」の集計したものに還元できないこと、むしろ集合志向性から個人の志向性が引きだされることを指摘する (CSR: 24)。

能 (agentive functions) と呼ばれ、他方、人間行為者の実践的な意図や活動とは独立して自然のなかで生じる機能は非行為者機能 (nonagentive functions) と呼ばれている (CSR: 20)。前者の例としては、自然物に割当ててケース (石を文鎮として用いる) と人工物に割当ててケース (木材を組み立てたものを椅子として用いる) が考えられる。このいずれの場合も対象そのもの (石や木材) に内在的な機能があるわけではなく、行為者が意図的に利用することでそれぞれの機能を対象に帰属させている。これに対して、後者の非行為者機能の例としては、心臓の働きがある。「心臓の機能は血液を供給することである」という言明は、自然機能の因果的な発見であるが、同時に生命体にとって生存や再生産は価値あるものであるという目的論のなかで機能が割当てられている。そのために、心臓の〈機能の良し悪し〉が語られることになる (CSR: 14-15)。

さきの行為者機能のうち、その割当てられた機能が対象の物理的構造によって因果的に遂行される場合、Searleはそれを因果的行為者機能 (casual agentive functions) と呼んでいる。たとえば、ねじ回しがそうである。ねじ回しは人工物であるが、設計者の意図にもとづいてその物理的構造がねじ回しの機能をはたすべく設計される (CSR: 124)。それに対して、対象の物理的構造がその機能を遂行するに不十分であり、機能の遂行が行為者 (たちの) 集合的受容 (collective acceptance) ないし集合的承認 (collective recognition) によってなされる場合、Searleはこのようにして割当てられた機能を「地位機能 (status-functions)」と呼ぶ (CSR: 124)。Searleが好む例でいえば、貨幣がそうである。一片の紙切れにさまざまな文字や図柄が印刷された紙幣は、物理的に見るかぎりそのままでは貨幣としての機能を果たすものではない。この一片の紙切れが「貨幣」としての機能を遂行できるのは、人びとがその紙切れを「貨幣」とし

て共同で受け入れる、あるいは共同で認めているからである。つまり、一片の紙切れに「貨幣」という地位を与え、その機能を割当てているのは人びとの集合志向性 (集合的な受容ないし集合的な承認) である。Searleは、このような集合志向性によって地位機能が割当てられた社会的事実を制度的事実 (institutional facts) と呼んでいる (図1参照)。

かくして、集合志向性は、ある対象に新しい地位を割当てることによって、その対象がその物理的特徴だけでは遂行できない機能をあらたに創造する。制度的事実は集合志向性によって創られるものなのである (CSR: 46)。そして、集合志向性が対象に新しい地位機能を割当てて形式をSealeは構成的規則 (constitutive rules) と呼び、その一般形式をつぎの形で示す。

構成的規則

状況CにおいてXはYとみなされる (X counts as Y in C) (CSR: 43-44)

さきほどの貨幣の例でいえば、合衆国において (C)、財務省印刷局が印刷した証書 (X) は貨幣 (Y) とみなされる (CSR: 28)。ここでC項は一定の状況を示す。X項は人物、対象物、事態などの特徴を同定 (identify) するものである。そしてY項は集合志向性によって割当てられる地位機能を示している。一定の状況Cにおいて、人びとがXはYという地位機能をもっていると引きつづき認識するかぎり、制度的事実は創造され維持される (CSR: 47)。

地位機能の割当てによって生みだされる制度的事実は、X項が発話行為である場合、さらに言語的 (linguistic) と非言語的 (nonlinguistic) とに区分される (図1参照)。「私は～を約束する」は言語的な制度的事実として、そして「私は～と結婚する」は非言語的な制度的事実として、例示されている (CSR: 54, 121)。たとえば、「私は明日友人と昼食をとる約束

をする」という発話が制度的事実として創出されるには、この発話が昼食の約束を内容とする話者の言語的な陳述とみなされることが必要である。他方で、結婚宣言の場合は、話者の発話だけで結婚が成立するわけではない。結婚を定める言語外的な規約——たとえば司式者 (presiding official) のもとでの式の挙行——が必要となる。この場合、司式者がかさどる式典で (C項)、「結婚する」という発話行為 (X項) は、結婚すること (Y項) を意味する (SCR: 82)。

最後に、上記の結婚の例にみられるように、制度的事実の創造は、入れ子状態となって階層制を形作ることがある。たとえば、互いに約束する (X₁項) という発話は、ある状況 (C₁項) のもとでは婚約する (Y₁項) とみなされる。さらに一定の状況 (C₂項) のもとでは、婚約する (Y₁項 = X₁項) ことは契約する (Y₂項) とみなされる。この契約した状況 (Y₂項 = C₃項) のもとで、それに違える (X₃項) ことは婚約解消 (Y₃項) とみなされる、等々 (CSR: 83, 125)。複雑な現代の社会制度も、「状況CにおいてXはYとみなされる」という構成的規則の一連の積み重ねによって構成されることが明らかとなる。

以上、Searleが「事実」をどのように分類しているかを紹介してきた。ここで簡単に確認しておきたいポイントの一つは、人間 (の志向性) が関わらない事実と関わる事実との弁別であり、前者は生の物理的事実、後者は心的事実と呼ばれている。物理的事実は存在論的に客観的な事実であり、心的事実が存在論的に主観的な事実である。さらに、人間の集合志向性が関わる事実が社会的事実と呼ばれ、そのなかでも人びとが集合的に地位機能割当てたものを制度的事実と呼んでいる。ここで機能が割り当てられるのは人や物を含む対象物であり、それは事実の階層的な分類の端緒である生の物理的事実に行き当たる。つまり、さきに二つに分けられた事実——心

的なものと物理的なもの——の一部は、人びとの集合志向性を介してふたたび関連づけられているのである (図1の破線の矢印を参照のこと)。しかし、第三の確認ポイントとして、生の物理的特徴 (X項) がそれに与えられた地位機能 (Y項) を果たすには、人びとの同意、つまり集合的な受容なり集合的な承認が必要であるということ、したがって地位機能をもった制度的事実は人びとの集合志向性によってあらたに創りだされ、維持されるものであるということである。かくして、貨幣、結婚、政府等々の認識論的に客観的な制度的事実は、人びとの受容や承認といった存在論的に主観的な態度 (志向性) によって創出・維持されているのである。

以上の確認を踏まえ、つぎにSearleが述べている、地位機能にともなうパワーについて紹介しよう。

1.2 deontic power

Searleは地位機能とパワーとの関係をつぎのように述べている。

制度的事実の創造は、それまでその地位機能をもっていなかったある存在に、地位とそれにともなう機能を課す問題であるため、一般に地位機能の創造はある新しい力 (power) を付与する問題である。…制度的事実の創造のほとんど (すべてではないとしても) は、X項に力を付与すること、あるいは力の創造に関する否認ないし条件づけのようなある真理関数的操作をおこなうこと、である (CSR: 95. ゴチックの強調は原文のイタリック)。

そして、Searleはこの力を deontic power と表現して、具体的に権利 (rights)、責任 (responsibilities)、責務 (obligations)、義務 (duties)、特権 (privileges)、資格 (entitlements)、処罰 (penalties)、認可 (authorizations)、許可 (permissions) など

を挙げている (CSR: 100)。⁷ つまり、deontic powerとは、肯定的な意味では、行為者がそれ以前にはそれをおこなうことができなかつたようなあることをおこなえる能力（権利が代表的）であり、また否定的な意味では、行為者がそれ以前にはそれをおこなうことを必要とされなかつたことをおこなうよう強いられる力（義務が代表的）である。Searleは肯定、否定の両方の意味を含めて、deontic powerを規約的な力（conventional power）とも呼んでいる（CSR: 100）。Searleはつづいて、この規約的な力が地位機能についての人びとの集合的な受容または集合的な承認によることとの関係をつぎのように定式化している。

deontic powerの定式

私たちは、SがAをおこなう力をもつことを受容する。

We accept (S has power (S does A)).
(CSR: 104)

ここで、「S」は単一の個人またはグループのどちらかを指示する表現によって、また「A」は行為や活動の名称によって置き換えられるものを指す (CSR: 104)。力はあることをなすことまたはほかのだれかになすことを制限することであるため、力の地位機能の命題内容は「SがAをおこなう力をもつ」と表現される。さらに、Sがそのような規約的な力をもつことは人びとの集合的な受容または集合的な承認によっているため、「私たちは受容する」と表現される。ここで確認すべ

きことは、権利と義務に代表される deontic powerの担い手は単一の個人またはグループ (a single individual or a group) とされていることであろう。つまり、パワーの担い手ないし行使者はあくまで人間（集団）であるということである。

2. Searle説の展開

2.1 地位機能創出の一般的定式

以上、1995年に出版されたSearleの*The Construction of Social Reality*の内容について、本稿の主題であり次節に取りあげる会社論の関連で必要最小限の紹介をおこなってきた。同書の出版以降、Searle説への批判とそれに対するSearle自身の応答が活発におこなわれてきたが、その論争を踏まえSearleは2010年に*Making the Social World. The Structure of Human Civilization*を出版した。⁸ 同書の出版にいたった理由について、Searleは「非常に強い理論的主張」を組み込みたかったからであるとしているが、その主張とは、「あらゆる制度的事実——したがってあらゆる地位機能——は…「宣言(Declarations)」と命名したタイプの発話行為によって創出されるという命題である」(『制作』:13ページ)。Searleはこれを「地位機能宣言 (Status Function Declaration)」、または略して「SF宣言」と呼んでいる (『制作』:16-17ページ)。

ここで、宣言とはなんであろうか。さきほどの1.1でSearleの「事実」の分類を紹介した際、X項が発話行為であるケースが含まれていた。ここで発話行為とは文字通り、何か

⁷ deontic powerは義務的な（権）力と訳せるが、ここに挙げているように、通常解されるような「義務」以外のさまざまな規範的あるいは規約的な力を包含することから、本稿では原語をそのまま使用して表記することにした。

⁸ 三谷武司訳 [2018] 『社会的世界の制作 人間文明の構造』。以下、同書を引用する際には『制作』と略記して該当ページを示す。また、必要に応じて原書を引用する際にはMSWと略記して、その後に該当ページ数を入れる。邦訳を引用する際に、一部訳語を変えた箇所があるが、その都度断りは入れていない。なお、CSRで展開された自説に対するさまざまな反論や異論の紹介とそれに対するSearle自身の弁明については、『制作』の「第1章補論」を参照のこと。

を言うという行為のことである。さらに、その発話行為においておこなおうとする目的は何か——主張なのか、命令なのか、懇願なのか、あるいは感謝なのか。これをSearleはイギリスの言語哲学者J・L・オースティンに倣って発話内行為 (illocutionary acts) と呼ぶ (Searle [1998]: 136-37)。この発話内行為について、Searleはつぎの5つのタイプに分類できるとする (Searle [1998]: 148-151: 『制作』: 107-108 ページ)。

(1) 断定型 (assertives)

世界内の事態について表象する命題内容を提示。たとえば、言明、記述、分類、説明など。断定型はすべて信念の表明であるため、真偽の評価が可能である。発話者がそうであると断定することが現実世界に適合しているかどうかによって真偽が確認される。

(2) 指令型 (directives)

聞き手の行動を指令の命題内容に合わせて行動させようとする試み。たとえば、命令、指揮、要請など。指令型は聞き手に指令された行為をすべきであるという欲求の表明であるため、真偽とは関係しない。聞き手に指令された行為をするよう求めることから、聞き手が指令を順守するかしないかである。

(3) 拘束型 (commissive)

命題内容に表象される行為の経過を話し手が引き受けるコミットメント。たとえば、約束、誓い、公約、契約、保証など。拘束型は話し手のあることをおこなう意図の表明であるため、真偽とは関係しない。

(4) 表現型 (expressive)

命題内容に特定される事態に対する話し手の心理状態の表明。たとえば、謝罪、感謝、祝賀、歓迎、哀悼など。命題内容の真であることは前提とされる。

(5) 宣言型 (declarations)

発話行為の成功裡の遂行によって、命題内容と世界との対応を実現。たとえば、「議長は閉会を宣言した」。宣言型の場合、会議の閉会という事態の変化を表象するとともに、宣言により会議は閉会となるという事態の変化がもたらされる。

このような発話内行為の類型のうち宣言型は、その成功裡の遂行には言語領域以外のある制度——構成的規則を必要とする (Searle [1998]: 150)。たとえば、議長でないものが会議の閉会を宣言しても、それは成功裡に遂行されることにはならない。会議の議長として選ばれたものが宣して、はじめて成功裡に遂行されるのである。しかし、構成的規則は発話行為 (speech act) Xに機能Yを課することができるため「適切な状況での〔宣言型の〕発話行為の遂行はその機能を課すことを構成し、かくして新しい制度的事実を構成する」(CSR: 54. [] 内は引用者補) のである。

以上の前提にたつて、Searleは地位機能宣言 (SF宣言) が制度的事実を創りだすと主張する。そうであれば、このSF宣言は、さきの構成的規則とどのような関係に立つのであろうか。というのも、すでに述べたように、構成的規則の一般形式 (状況CにおいてXはYとみなされる (X counts as Y in C)) は対象に新しい地位機能を割当てることによって制度的事実を創出したわけであるが (CSR: 43-44)、いまやそれが破棄され、SF宣言がそれにとって代わるという主張なのであろうか。

Searleによれば、構成的規則は、SF宣言の一形式にすぎないと考え直したということである (『制作』: 26ページ)。この結果、地位機能の創出の一般的な定式は、さきの宣言型を含む形でつぎのように書き改められる。

地位機能創出の一般的定式

私たちは「状況Cにおいて地位機能Yが存在する」という事態を、そう宣言する

ことで成立させる（『制作』：155ページ）
We make it the case by Declaration
that Y status function exists in context
C. (MSW: 99)

構成的規則との顕著な違いは、地位機能Yが付加される物的対象X項が一般的な定式から除外されていることである。なぜ、これが生じたのであろうか。これには、構成的規則の組み立てについて哲学者Barry Smithが提起した自立的なY項の存在が与かっていると考えられる。

2.2 自立的なY項の問題

Searleの構成的規則は、繰り返していえば、ある状況CにおいてXが地位機能Yをもつものとみなされる、ということによって成立するものであった。この構成的規則の階層制を上方に築きあげていくのではなく、下方に下っていった場合、底打ちするものがあるとSearleは想定している。かれはそれを、いかなる人間の制度とも独立的に存在する事実として生の事実 (brute fact) と呼んでいたことはすでに紹介した (CSR: 27, 35)。そしてSearleは地位機能が課される対象と生の事実について、つぎのように述べていた。

すべての種類のものが貨幣でありうるが、地位機能という制度的形式がそれに課せられる、ある物理的現実、つまり——たとえそれが紙片あるいはコンピュータ・ディスク上の記録であってさえ——ある生の事実がなければならないのである。かくして、生の事実なくして制度的事実はない (CSR: 56)。

つまり、階層制の底打ちの地点では地位機能Yが課されるXは生の物理的事実として存在する(しなければならない)というのがSearleの基本的前提であった。もっとも、Searleは、生の事実はいつでも物理的对象としてあるのではなく、人びとの口から出てくる音声として(発話)、あるいは紙の上の印として、あるいは頭のなかの考えとしてさえ示されることがある、としている (CSR: 35)。

物理的对象の形態がいずれになるにせよ、地位機能Yが課される生の事実であるX項がなければならないとするSearleの主張に対しては、Barry Smithから批判がなされた。Searleがコンピュータ・ディスク上の記録 (blip) さえも地位機能Y (たとえば貨幣) が課されるX項と考えたのに対して、Smithは、それは貨幣とみなされるものではなくむしろ記録として貨幣を表象 (represent) するに過ぎないと反論した (Smith & Searle [2003]: 287)。Smithによれば、貨幣以外にも同様の事例は、財産権、負債、請求、義務、その他関係的な現象の事例で発生しているという。たとえば、一区画の土地に関する不動産証書が金庫のなかに保管されているとしても、その証書は財産権の存在を記録しているものにすぎない。また、同じく借用証書も負債の存在を記録するものでしかない。いずれも、記録文書が財産権とみなされたり、負債とみなされたりするわけではない (Smith & Searle [2003]: 289)。Smithは、このように記録や表象の存在に投錨するものの、その物理的現実のいかなるものとも直接に一致するものではない関係的な現象を、自立的なY項 (free-standing Y-terms) と呼んだ (Smith [2003]: 24-25)。⁹ この指摘に対して、Searleはコンピュータ・ディスク上の記録が貨幣とみなさ

⁹ Smithは後に、自立的なY項は、非物質的でありながら非心理的でもある抽象的な存在であるとともに、一定の時間経過と特定行為者の行為と結びついているという意味で歴史的な存在という性質をもつものであるとして、これに準抽象的存在 (quasi-abstract entity, 物理的でも心理的でもない第3の存在) という名称を与えている。Smith [2007]:6.

れるものではなくその表象にすぎないことを認める形で、自立的なY項の存在を受け入れた (Smith & Searle [2003]: 307)。¹⁰ そこで Searle にとっての問題は、ある状況において X が地位機能 Y をもつものとみなされるといふさきの公式と自立的な Y 項の存在をどのように共存可能とするかということである。

この問題に対する Searle の回答は、すでに紹介した地位機能宣言 (SF 宣言) をもって制度的現実を創出する一般的な論理形式とすることであり、「X は C において Y とみなされる」という形式の構成的規則は、「定立的な SF 宣言 (a standing SF Declaration)」として位置づけなおされている (『制作』: 17 ページ)。ここで「定立的」と言っているのは、たとえばゲームの規則のように、その規則が宣言として機能しているのであれば、個別事例においてその都度集合的な承認・受容を必要としないということである (『制作』: 17 ページ)。つまり、「構成的規則はある事柄を成立させるための規則だが、その適用対象はその「ある事柄」に該当する不特定多数の事態に及ぶのである。」(『制作』: 152 ページ)。Searle が挙げている例を用いてもうすこし説明しよう。¹¹ ある国では国王が死去した場合、国王という地位機能が存命する最年長の息子に与えられるという決まりがあるとしよう。国王が死去した場合 (C 項)、存命する最年長の息子 (X 項) が国王という地位機能 (Y 項) を継承するというこの決まりは、国王という

地位機能の創出と維持を可能とする構成的規則である。この規則がその共同体の人びとに受け入れられるならば、存命する最年長の息子という条件を満たす人物 (小文字の x 項) は、つぎの国王という地位機能 (小文字の y 項) を継ぐという事態が将来にわたって成立しつづけることになる。かくして、この「存命中の最年長の息子は新国王とみなされる」という構成的規則は、「不特定多数の事態に及ぶ」ことから地位機能宣言の一形式、定立的な SF 宣言なのである。

このように、Searle はこれまで唱えてきた「X は C において Y とみなされる」形式の構成的規則を定立的な SF 宣言と位置づけなおすとともに、地位機能の定義についても修正 (ないしは拡張) をつぎのようにおこなっている。

地位機能とは、私の定義によるなら、ある客体、ある人物、もしくはその他の種類の実体によって遂行される機能であって、かつその機能遂行が、その遂行の場となる共同体から当該の客体、人物、その他の実体に一定の地位が付与されており、その客体、人物、その他の実体はその地位を有することが集合的に承認または受容されている、という事実のみに基づいてなされるもののことである。客体と人物に加え「その他の種類の実体 (other sort of entities)」としたのは、後

¹⁰ この点について Searle は別の論文で、チェス・ゲームとの類比をふまえてつぎのように述べている：

このような場合、コンピュータ・ディスク上の磁気的な痕跡 (traces) あるいは元帳の記入という形で貨幣の表象が貨幣となっていると考えがちである。つまるところ、元帳の数字やコンピュータ・ディスク上の磁気的な痕跡の操作は、売買や受払いとみなされるのだから、どうしてそれらが貨幣でないのか。…チェスの場合を考えてみればわかる。通貨 (currency) が貨幣の機能にとって本質的に重要ではないように、チェスの物理的な駒はチェスをする際に本質的に重要ではない。目隠しチェスの場合、盤上の駒とその位置を定める、シンボリズムの形式でチェスの駒を表象することによって、ゲームのすべてをおこなっている。だが、物理的対象として盤も駒も本質的に重要ではない。本質的に重要なすべてのことは、シンボリックに表象できる、公式的な関係の集合 [この場合はチェス・ゲームの規則群] がなければならないということである。したがって、用いたシンボルがチェスの駒にはならないが、シンボルの操作がチェスの駒の動きと機能的に等価であることにおいて、それらシンボルはチェスの駒と機能的に等価なのである。Searle [2006]: 23. [] 内は引用者補。

¹¹ 以下の例は、断りのないかぎり『制作』: 150-52 ページによっている。

の有限責任会社の場合のように、抽象的な実体にも地位機能の付与を認めるべき必要が出てくるからである。(『制作』: 148ページ)

ここで言われている「抽象的な実体 (abstract entities)」とはさきの自立的なY項のことである。つまり、底打ちの地点で物理的な現実をもたない対象についても、地位機能を課すことが可能であり、かつ、そのような存在をSF宣言に包括しなければ制度的現実をとらえる上で大きな欠落をもたざるをえないことについて、Searle自身がここで確認しているのである。そして、そのような抽象的な実体の例示の一つとして挙げられているのは、有限責任会社 (a limited liability corporation) であった。次節では、Searleの有限責任会社に関する捉え方をさらにみていくことにしよう。

3. 社会的存在としての会社

3.1 Searleの見方

以下で会社として言及するのは、営利目的のために設立された有限責任会社のことを指すものとする。このような会社に対するSearleの見方は、あくまでも制度的事実としての会社、つまり社会的存在としての会社である。そこで、かれの会社分析を(1)会社という社会制度がSF宣言のなかでどのようなものとして位置づけられているのか、また(2)会社設立によってどのようなdeontic powerがどこに付与されるのか、この2点からみていくことにする。

(1) 定立的SF宣言

一般に、有限責任会社の設立は、当該法域における会社設立に関する法律によって規定される。アメリカの場合、会社設立は会社法によるが、全米の統一的な会社法があるわけではなく、州ごとに会社法が定められている。¹² Searleが取りあげる会社法はかれが居住するカリフォルニア州の会社法であり、ここではつぎの規定があるという。

第200条A 州内または州外の一名以上の自然人、パートナーシップ、社団、または会社は、この編の定めるところにより、**設立定款を作成し、これを提出することによって会社を設立することができる。**

第200条C 会社は、法または定款に別段の明示的な定めのない限り、**定款の提出によって存在を開始し、以後永久に存続する。**(『制作』: 152ページ。ゴチックの強調は原文のイタリック)

会社法は、一定の条件を満たす任意の実体が別の宣言を遂行することで会社を設立することを成立させる宣言である。つまり、会社法は法律として条文化された宣言であり、そのなかで任意の実体が所定の別の宣言(会社定款の作成や関係機関への書類提出)をおこなうことで「以後永久に存続する」会社を設立することができる旨を規定している、SF宣言なのである(『制作』: 153-54ページ)。しかも、この宣言は、その条件を充足するのであれば任意の実体が会社を設立することを成立させるという意味で、定立的なSF宣言である。Searleは会社法に規定されるような定

¹² ハミルトン[1991=1999]: 45-46, 441ページ。アメリカの会社法は、州の司法管轄区域により州ごとに制定されているが、アメリカ法曹協会によって模範会社法(Model Business Corporation Act)が作成され、各法域における会社法の立案指針とされている。この模範会社法は改定が繰り返されている。アメリカ法曹協会 [1984=1988], iii-iv.

立的SF宣言についてつぎのように定式化する。

定立的SF宣言の定式

私たちは「一定の条件 p を満たす任意の x は、 C において地位機能 Y を有する実体を宣言によって創出することができる」という事態を、そう宣言することで成立させる。(『制作』:157ページ)

We make it the case by Declaration that for any x that satisfies a certain set of conditions p , x can create an entity with Y status function by Declaration in C . (MSW: 99)

ここで条件 p は、カリフォルニア州会社法の条文でいう「自然人、パートナーシップ、社団、または会社」に該当し、また C についてはSearleによる特段の指摘がないものの「カリフォルニア州である目的のため会社を設立する場合」などを意味しよう。この条件 p を満たす任意の x がカリフォルニア州で会社を設立しようとする場合、会社法に定める別の宣言(「会社定款を作成し、これを提出すること」)によって会社の設立が実現するわけである。つまり、この法律は、所定の個々の宣言という「不特定多数の事態」に認可を与える定立的な宣言になっている(『制作』:157ページ)。この法律のもとで実際に会社を創出する際には、次のような論理形式がとられることになるという。

会社創設の論理形式

私たちは「 C において地位機能 F を有する実体 Y が存在する」という事態を、そう宣言することで成立させる。(『制作』:157ページ)

We make it the case by Declaration that an entity Y exists that has status function (s) F in C . (MSW: 100)

ここでは地位機能を表す F が新たに導入され、その地位機能をもつ実体が Y であるとされている。このような論理形式が取られるのは、「当該の機能の存在だけでなく、その機能を担う実体 Y 、すなわち「会社」の存在をも——それがいわゆる「擬制的」実体(“fictitious” entity)だとしても——宣言に含める必要があるからである」とされる(『制作』:157ページ)。かくして、会社設立の場合、地位機能が付与されるような「独立して存在する実体としての X は登場」せず、「地位機能 Y をもつ実体がまさに創出される。それゆえ、「会社」という名辞には、実体の名称と地位機能の存在の両方がともなうのである」(『制作』:157ページ)。

会社が設立されて固有名をもつとともに、地位機能が付与される。ところでSearleによれば、「地位機能の創造はある新しい力(power)を付与する問題」であった(CSR:95; 1.2節参照)。しかるに、地位機能を付与される会社は、「独立して存在する実体としての X 」ではなく、「擬制的実体」あるいは「抽象的な実体」とされた。もし会社がそのような実体であるとすれば、会社はその地位機能をどのようにもち、どのように遂行するのであろうか。というのも、1.2で紹介したように地位機能は規約的な力をもち、さまざまな権利-義務関係を取り結ぶパワーをもっているとすれば、「擬制的実体」あるいは「抽象的な実体」はそのようなパワーを行使する主体たりうるのかという疑問が生じてくるからである。この点を見るためにも、つぎに『制作』におけるdeontic powerについてみていこう。

(2) deontic power

Searleは『制作』においても地位機能の創出の核心はdeontic powerの創出にあるとして、SF宣言型を使ってそれをつぎのように定式化している。すなわち：

deontic powerの再定式

私たちは（私は）「Cにおいて地位機能Yが存在する」という事態を、そう宣言することで成立させ、その際私たちは（私は）Yと一人以上の人物Sの間に関係Rを創出し、かくしてその関係SRYのゆえにSはA（類型の）行為を遂行する権力を有する。（『制作』：160ページ）

We (or I) make it the case by declaration that a Y status function exists in C and in so doing we (or I) create a relation R between Y and certain person or persons, S, such that in virtue of SRY, S has the power to perform act (of type) A. (MSW: 101-102)

上記の定式では、人間（person(s)）Sが登場し、創出された地位機能Yとの間である関係性Rをもつことで、Sはdeontic powerを獲得するとされている。すでに1.2で確認したように、Searleはdeontic powerを獲得し遂行する実体はあくまで人間であって、「抽象的」、「擬制的」実体ではないと考えている。会社の場合、Sとしては「社長、取締役会、株主」（『制作』：29ページ）、あるいは「役員や株主」（『制作』：172ページ）が具体的に挙げられている。そしてこれら人物がdeontic powerをもつことから、地位機能を付与される「会社」はこれら「現実の人びとの間の現実的な権力関係の集合のためのまさに代用記号(a placeholder)にすぎない」とされる（『制作』：30ページ）。

この「代用記号」といい先の「擬制的実体」といい、Searleは会社を一つの独立した存在とはみなしていない。実在し活動するのは、社長、取締役員、株主などの人間（集団）であり、会社においてかれらが占める地位機能との関係でそれぞれのdeontic powerが与えられる。会社自体は中身のない、形式的な存在であり、実在するのはdeontic powerをもつ社長、取締役員、株主などの人間（集団）

なのである。かくして、Searleにとって会社の設立とは：

実際の人びとの間に、幾分精巧な権力関係の集合を創出することである。実際、会社はそのような関係からなっている。会社を創設すると、それによって、事業をおこなえて、会社の社長、取締役会、株主といった地位をもった存在を創出する。会社が創出されると、その地位機能は実際に存在する人びとに生じることになる（『制作』：154-55ページ）。

会社を設立するということは権利-義務関係の集合であるdeontic powerを関係者の間に創出することである、これがSearleの社会的存在としての会社の捉え方である。つぎに、このようなSearleの会社論に含まれる問題について言及しよう。

3.2 社会的存在としての会社

Searleの会社論について、ここでは二つの問題を提示しておこう。

すでに何度か触れてきたが、Searleの会社論は、自立的なY項の問題との関連で、つまり地位機能が課される独自のX項がないケースとして取りあげられ論じられた。このケースについて、Searleはつぎのようにもいっている：

有限責任会社は、会社と同一視されるべき——単数ないし複数の——個人の存在を要しない概念である。もしある個人が会社と同一視されたり、その個人こそが会社を構成するものであったりするならば、この個人は会社の責任を担わなければならないになってしまうだろう。だが、個人と会社は同一視されないのであるから、会社の存在・存続にとって物理的な現実は無用なのである（『制作』：28ページ）

かくして、X項が存在しない以上、地位機能Fをもつことになる「会社」は「擬制的実体」あるいは「代用記号」とならざるをえない。しかし、会社設立の際に会社となるような先在の対象 (preexisting object) があるわけではないというSearleの断定(『制作』:154ページ)は受け入れることが可能であろうか。これが第一の問題である。

他方、Searleの基本的な方法論からして、「すべての制度的事実は生の事実のうちに底打ちしなければならない」のであり、「現実世界には基礎的事実に基づかないものがこのように自立的にあるということはありません」(『制作』:171ページ)。かくして、「会社も…何も無いところで漂うことはできない」(同上)として、Searleはその着地点を会社の構成員(株主、取締役、役員)に求める。すなわち、「自立的Y項は常に現実の人間のなかに底打ちをする」のであり、これらの人間は「問題となっている権力をもっていると表象されることでその権力をもつ」(『制作』:172ページ)。会社を設立することは関係者の間にdeontic powerを創出することであるというのがSearleの強調する論点であるが、この創出された会社権力はどこに現実的な根拠を置いているのであろうか。これが第二の問題である。

以下、二つの問題について若干の敷衍をしておこう。

(1) 会社は先在の対象をもたないということ
会社とその構成員が「同一視されない」ことは、法的観点からみた会社設立の大前提である。Searleが述べているように、定められた法域内で一定の規則を満たすことで営利事業体には主体的地位 (entity status) が与えられ、その構成員とは明確に区別される法的存在 (legal entity) が認められる。つまり、財産の売買や保有、契約の締結、訴訟の当事者となることなど、が認められる (Deakin [2012]: 352)。いわゆる、自然人 (natural

person) に対する法人 (judicial person) の創出であり、権利能力の主体が誕生する。

このような、構成員とは別個の法的存在 (Separate Legal Entity, SLE) である会社を創設することの、法的意味はなんであろうか。この点に関してSearleがどのように考えているかはあまり明示的ではないが、出資者の有限責任を重視しているように思われる。これを示唆するものとして、Searleの別の論文でつぎのような指摘がある：

いわゆる「擬制的人格 (fictitious person)」を創出することによって、契約関係に入り、物を売り買いし、利益をあげ、返済義務のある借金をすることのできる存在 (entity) を創りあげることが可能となる。しかし、役員や株主は会社の負債に個人的に責任を負うことはない。…権力関係 (power relationships) が現実の人間諸個人に割当てられる場合は通常一緒となる付帯的責任を負う必要があるが、会社を起ちあげる要点の一つは、これらの責任を負う必要なしに権力関係の集合を創出することにあつた (Searle [2005]: 17)。

上記引用文で、会社法によって創出される法的存在はさまざまな権利・義務関係を結ぶことになるが、「役員や株主は会社の負債 (debts) に個人的に責任を負うことはない」との表現は、出資者の有限責任に言及したものと解釈できる。

しかしながら、歴史的にみると、出資者や経営者とは区別されるSLEは、当初は営利を目的とする事業体に対してではなく、宗教機関、大学、自治体あるいは慈善団体に対して、国王や領主からの特許状 (charter) によって付与されたという。特許状をえる目的は、これらの公的・準公的機関を運営する個人または団体の代表者が代替わり (死亡、引退) した場合、機関の財産が為政者によって回収さ

れたり重税を課されるとか、あるいはその相続人によって処分されることのないよう、人間個人とは異なる人格を創出することによって、そのもとに財産が永続的に継承される仕組みを構築することにあつた (Blair [2003]: 423; do. [2013]: 444, 448)。法学者によれば、営利事業体が会社法のもとにSLEを創出することの第一次的な目的も、事業体の資産を所有者や経営者の個人資産と区分けして、これをSLEである会社の事業資産として保護することにあつた (Hansmann and Kraakman [2000]: 393)。これによって、事業体に組み込まれた資産に対する債権者の請求優先度が割当てられるとともに、¹³ 個々の所有者による出資分の回収を目的とした事業清算要求からも事業資産の保護がなされた。¹⁴

法学者が指摘する、会社法における財産権 (保護) の第一義的な重要性を考慮するならば、¹⁵ 「〔有限責任〕会社の存在・存続にとって物理的な現実は不要なのである」というSearleの主張はそのままでは首肯しえない。さらに物理的資産だけではなく、会社が継続事業としてビジネスを展開していく過程で獲得していく無形資産——評判、ブランド、組織能力など——の帰属主体としても会社が存在するとすれば、これをたんに「擬制的実体」とか「代用記号」という、内容空虚なもの

として処理することはできないと思われる。Searleの述べるように、「私たちが、「会社あれ」と言えば、それまで存在しなかった会社がそこに生まれる」(『制作』: 158ページ)のはたしかであろう。実際、活動実績のない会社の登録在庫を築いて、急を要する顧客にそれを売りさばくというビジネスが存在するという (Robé [2011]: 13)。しかし、私たちが論じようとしているのは、社会的存在として「人間の文明に真に偉大な進歩のひとつ」と位置づけられる会社なのである。さきの登記された会社を購入した顧客も事業を展開すれば、SLEとしての会社のもとに事業資産の組み込みと保護がなされるのであり、けっして空虚な代用記号のままであることはできないのである。

(2) 会社権力の現実的な根拠は何かということ
すでにいく度か確認しているように、Searleは会社法によって設立される会社は「抽象的な実体」であり、「代用記号」にすぎないとした。その一方で、地位機能の創出はdeontic powerの創出であり、そのパワーの担い手はあくまで人間 (集団) であると考えている。この結果、会社の構成員——株主、取締役、役員——がパワーの担い手として登場する。会社法では一般に、会社経営に関わる権能は

¹³ たとえば、事業資産は所有者や経営者の個人的な債権者による事業資産に対する請求権からは保護される。

¹⁴ Hansmann and Kraakman [2000]: 393-94, 435. 資産を事業体にコミットさせることを、Blairはロックイン (lick-in. 封じ込め; 固定化) と呼んでいる。その内容として、①株主は会社資産を引き出すことはできない、②株主は自分の持ち分を (パートナーシップのように) 会社で買い取らせることはできない、③株主が死亡した場合、その相続人が分配をもとめて会社清算を要求することはできない、ことを挙げている。Blair [2013]: 442, 451. もっとも、投下した資本を会社形態のもとにロックインすることがいつでも容易になされたわけではない。たとえば、1813年にマサチューセッツ州会社法のもとに設立されたBoston Manufacturing Company (資本金30万ドル) はアメリカで最初の紡織一貫工場を操業したことで有名な企業であった。しかし、1820年代には追加発行した資本金や機械工場の売却収益から株主に高額な配当を支払いつづけ、いわば資本の毀損ともいべき事態が進行していたことが知られている。Blair [2003]: 431-32.

¹⁵ 株式会社における出資者 = 株主の有限責任について、本文で引用した法学者はこれを第二義的なものと考えている。たとえば、Hansmann and Kraakman [2003]: 440 (組織法の基本的な成果として頻繁に称賛される有限責任のルールを含む、防衛的資産区分 [企業所有者の資産を企業債権者からの請求から保護すること—引用者補] を確立する組織法の原則は、明らかに二次的に重要である); Blair [2013]: 457, note 26 (資本金を全額支払った場合、裁判所は会社負債に対する株主の責任を免除し、かくして有限責任が事業体の地位 (entity status) と結びつくようになった。ただし、事業体の地位は有限責任に先行している)。

取締役会が掌握し、会社の執行役員は取締役会によって選任されて経営の日常業務にあたり、他方で取締役員は株主総会において選出される(アメリカ法曹協会 [1984=1988]: 60-61; 73)。これら三集団のなかのパワー関係では取締役会が中心な役割を占めていると考えられる。ちなみにカリフォルニア州の一般会社法でも、取締役会はずぎのように位置づけられている。「会社の営業および業務は取締役会の指示によりまたは指示のもとに経営され、会社のすべての権能 (all corporate powers) は取締役会の指示によりまたは指示のもとに行使されなければならない」¹⁶

会社における取締役会をどのように位置づけるかは、いわゆるコーポレートガバナンスに関わる問題でもあり、これについては法学者の間でも意見が分かれている。¹⁷ だが、ここで問題としたいのは、取締役会に代表されるような会社権能は、そもそもどのような現実的基盤にもとづいてあるのかということである。通常思い浮かべる回答の一つは、財産権とそれにもとづく行使権や受益的所有権であろう。しかし、会社の場合、さきにも見たように、事業資産はSLEのもとに永続的に保護されており、株主はもちろんのこと取締役員や執行役員が事業資産の所有者としての権限をもっているわけではない。会社における権能が何に根拠づけられてあるかについては、より広い視野からの考察が必要と考える。

この点でいまでも参考となるのは、バーナー

ドの組織論であろう。バーナードは、(公式)組織を「二人以上の人びとの意識的に調整された活動や諸力の体系」と定義した(バーナード [1938=1968]: 76ページ)。バーナードのこの定義は、物的・社会的環境や人間の個別具体的ななかかわりを捨象した上でえられる組織の定義であり、その意味ではどのような目的をもった組織——軍隊、学校、友愛組合そして会社——についても、またどのような時代の組織についても、汎用的に当てはまるものである。¹⁸ そのうえで、バーナードは組織成立の3要素として、(1) 共通目的、(2) 人びとの貢献意欲、(3) コミュニケーションを挙げる(バーナード [1938=1968]: 85ページ)。このなかで、注目すべきは(3)である。バーナードによれば、「組織の構造、広さ、範囲は、ほとんどまったくコミュニケーション技術によって決定されるから、組織の理論をつきつめていけば、コミュニケーションが中心的位置を占めることになる」(バーナード [1938=1968]: 95ページ)。コミュニケーションの必要性は、組織目的を、その達成に必要な具体的行為でもって言い換える——なにをなし、それをいつ、どこでなすべきかを伝える(命令する)——ことにある(バーナード [1938=1968]: 112ページ)。それゆえ、具体的行為の指示・命令にはリーダーが必要となる。リーダーシップが効果的に発揮される組織の規模を単位組織 (unit organization) と呼ぶとすれば、それを超えて組織が成長するために

¹⁶ カリフォルニア州のGeneral Corporation Law, § 300. <https://leginfo.legislature.ca.gov/>

¹⁷ さきに引用したHansmann and Kraakmanは、いかなる会社形態をとうろうと、所有者は厳然と存在し、事業法人business corporationの場合は資本を提供する株主であることが立論の前提となっている。それに対して、Blairの場合、もし株主が所有者であれば、株主は自分の資産をいつでも自由に引き上げることが可能であるが、実際はそれが制限されていることは、株主が所有者ではないことを意味するとしている。Blair [2003]:392. このいわば所有論からみたコーポレートガバナンスの問題は、本稿の当面の課題を超えた問題としてある。ここでは法学者の間でも意見の相違があることを指摘するにとどめたい。

¹⁸ バーナード [1938=1968]:75-76. バーナードはこのように定義される組織は、物理学でいう「重力の場」とか「電磁場」と類似した、「概念的な構成体」であるとしている。同上、78ページ。ここでバーナードが比喩として伝えようとしていることは、組織を実体化して考えてはならないということである。たとえば、組織のある特定の人間(集団)や建物・施設そのものと同一視するというような捉え方を斥けているのである。この点では、会社を構成員と同一視することを斥けるSearleの主張と一致する。

は、二つないしそれ以上の単位組織を結合することが必要となる。その結果成立するのが複合組織 (complex organization) であるが、ここでもコミュニケーションの必要性から、複合組織における上位リーダーが設けられ、下位のリーダーに指示・命令が与えられる (バーナード [1938=1968]: 115-16 ページ)。かくして、コミュニケーション体系とは、一言でいえば、組織における「権限ライン (lines of authority)」の体系なのである (バーナード [1938=1968]: 184 ページ)。

権限ラインの形成は当然のことながら、複合組織におけるコミュニケーション経路の設計、すなわち組織全体にわたる職位と職責の配置に関わる。ここで注意すべきは、このような階層制をなす権限・義務の体系は、バーナードの場合、さきに汎用的に定義された組織の特性として語られていることである。つまり、権限・義務関係は組織の内部から、組織の共通目的のために貢献する意図をもった人びとの一連の協働活動のなかから創出されるのであり、それはけっして外部から与えられる特性ではない。¹⁹ 会社法で規定される構成員の諸権能は、組織における権限・義務関係に基盤を置き、これを SLE と構成員との法的関係に改編したものといえよう。

おわりに

日常会話で会社を主語とした企業行動の善し悪しが論じられる一方で、その個々の構成員や物的施設を指して「これが会社である」と同定することができない。この会社をめぐる一見不可思議な現象に対して、Searle は地

位機能宣言によって明快な説明を与えた。存在論的に主観的な事実は、人びとの集合志向性を通じた地位機能の付与によって認識論的に客観的な記述が可能な制度的事実となるのであり、会社もそのような制度的事実の一つであるという。

しかしながら、さきに提示したように、Searle の会社の捉え方には二つの問題点があると考えられる。それら問題のいずれも、社会的存在としての会社の現実的な基盤に関わるものであった。ここから示唆されることは、つぎのことである。社会的存在としての会社 (論) を展開するには、少なくとも二階梯の接近方法が必要と考えられる。一つは、人びとの協働体系としての企業 (firm) —— 組織からみた事業活動であり、そこには経営資源の物質的な変換過程とそれに関わる人びとのコミュニケーション経路、つまり権限・義務関係の設計が含まれる。もう一つは、そのような企業がその構成員とは別個の法的存在 (SLE) となる会社化 (corporatization) の過程であり、そこには構成員の交替を超えて永続的な事業体として存続するための仕組みの構築が重要となる。²⁰ これらの接近方法を踏まえた社会的存在としての会社論については、つぎの攻究課題としたい。

参考文献

アメリカ法曹協会 [1984=1988] (American Bar Association. Committee on Corporate Laws. 北沢正啓・平出慶道訳) 『アメリカ模範会社法』 商事法務研究会. 原題は *Revised Model Business Corporation Act*.

¹⁹ バーナードが強調する「権限の受容」説 (「権限は…諸個人の受容ないし同意に依存している」バーナード [1938=1968]: 172 ページ) は、Searle 的な用語で表現すれば、「私たち [組織構成員] がその地位機能を受容する」ということと一致する。

²⁰ firm と corporation との峻別については、Robé [2011] を参照のこと (「法人格 legal personality をもつのは corporation であって firm ではない」 *ibid.*: 10)。かれによれば、これまでの企業論や会社論の不一致と混乱のおおくは、firm と corporation との峻別がなされてこなかったためであるという。

- バーナード, C・I [1938=1968] (Barnard, Chester I. 山本安次郎・田杉競・飯野春樹訳) 『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社. 原題は *The Functions of the Executive*.
- Blair, Margaret M. [2003], "Locking in Capital: What Corporation Law Achieved for Business Organizations in the Nineteenth Century," *UCLA Law Review*, vol.52, no.2, 387-455.
- [2013], "The four functions of corporate personhood," in Anna Grandori (ed.), *Handbook of Economic Organization, Integrating Economics and Organization Theory*, Edward Elgar Pub., 440-461.
- Deakin, Simon [2012], "The Corporation as Commons: Rethinking Property Rights, Governance and Sustainability in the Business Enterprise." *Queen's Law Journal*, vol.37, no.2, 339-381.
- ド ラ ッ カ ー, ピ ー タ ー ・ F [1942=1998] (Drucker, Peter F. 上田惇生訳) 『産業人の未来』ダイヤモンド社. 原題は *The Future of Industrial Man*.
- [1946=2005] (Drucker, Peter F. 上田惇生訳) 『企業とは何か』ダイヤモンド社. 原題は *Concept of the Corporation*.
- ハミルトン, ロバート・W [1991=1999] (Hamilton, Robert W. 山本光太郎訳) 『アメリカ会社法〔第3版〕』木鐸社. 原題は *The Law of Corporations. 3rd. ed.*
- Hansmann, Henry and Reinier Kraakman [2000], "The Essential Role of Organizational Law," *The Yale Law Journal*, vol.110, no.3, 387-440.
- Robé, Jean-Philippe [2011], "The Legal Structure of the Firm," *Accounting, Economics, and Law*, vol.1, no.1, Article 5, 1-86.
- サール, J・R [1983=1997] (Searle, John R. 坂本百大監訳) 『志向性 心の哲学』誠信書房. 原題は *Intentionality. An Essay in the Philosophy of Mind*.
- Searle, John R. [1995], *The Construction of Social Reality*. New York: Free Press.
- [1998], *Mind, Language and Society. Philosophy in the Real World*. Basic Books: N.Y.
- [2005], "What is an institution?," *Journal of Institutional Economics*, vol.1, no.1, 1-22.
- [2006], "Social Ontology. Some Basic Principles", *Anthropological Theory*, vol.6, no.1, 12-29.
- [2007], "Social Ontology: The Problem and Steps Toward A Solution", in Sabas L. Tsohatzidis (ed.), *Intentional Acts and Institutional Facts. Essays on John Searle's Social Ontology*. Springer.
- [2010], *Making the social world. The structure of human civilization*. Oxford University Press: Oxford. 三谷武司訳 [2018] 『社会的世界の制作 人間文明の構造』勁草書房
- Smith, Barry [2003], "John Searle: From Speech Acts to Social Reality", in Barry Smith (ed.), *John Searle*. Cambridge University Press.1-33.
- [2007], "The Foundations of Social Coordination: John Searle and Hernando de Soto", in Nikos Psarros and Katinak Schulte-Ostermann (eds.), *Facets of Sociality*. Ontos Verlag: Frankfurt.
- Smith, Barry and John Searle [2003], "The Construction of Social Reality. An Exchange", *American Journal of Economics and Sociology*, vol.62, no.1, 285-309.